

いきがい活動ポイントを集めませんか

いきがい活動ポイントは、ボランティア活動を通じた社会参加や地域貢献、介護予防を目的とし、福祉施設などでボランティアをした時に付与されます。

貯まったポイントは、市内の商店等の商品券との交換や、自治会などへ寄付できます。活動内容など、詳しくは右記へお問い合わせください。

参加者募集

市内在住の65歳以上の人
 対象施設 介護施設、障害者施設など
 守山市社会福祉協議会 ☎(583)2923

令和3年度 ポイント交換「商品券等」登録事業所を募集しています

いきがい活動ポイントを「商品券等」に交換していただける事業所を募集します。

募集要件

- ①市内に所在地を有する事業(店舗)で独自に発行、販売する「商品券等」(市外本店が発行するものを含む)であること。
 - ②「商品券等」の販売価格が1枚1,000円以下であること。
 - ③「商品券等」は、令和3年4月1日～令和4年5月31日に発行・販売が可能であること。
 - ④「商品券等」の代金の支払いは、納品後、指定口座への振り込みによる支払いが可能であること。
- ☎3月15日(月)までに登録申請書に必要事項を記入し、郵送(当日消印有効)または直接下記へ持参。
 要領、申請書は下記に設置または市ホームページからダウンロード。
 〒524-0013下之郷三丁目2-5 長寿政策課 ☎(584)5474 ☎(581)0203

教えて!!

～介護保険料の算定方法～ ⑩

保険料はどうやって決められているのかな。

本市の介護保険料は、加入者の前年の所得や世帯全体の課税(住民税)に応じて、11段階(基準額の0.3倍～1.9倍)のいずれかに決まります。

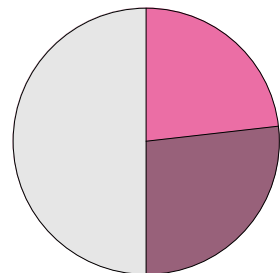


基準額って何?いくらなのかしら。

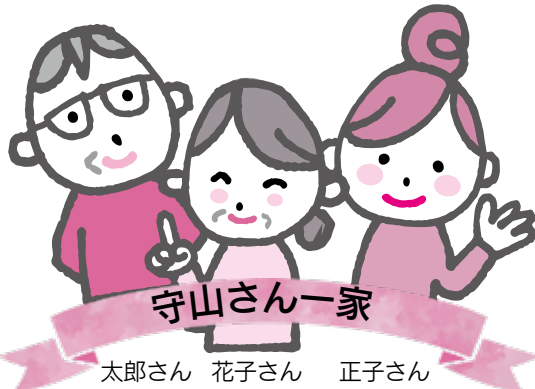
3年に一度、守山市で必要な介護サービスの量とその費用を予測し、そのうち介護保険料で負担する分を65歳以上の人数で割り戻した平均的な保険料を基準額としています。

現在、本市の基準額は、年額70,800円(月額5,900円)です。

介護保険の財源



■ 第1号被保険者の保険料(23%)
 ■ 第2号被保険者の保険料(27%)
 ■ 公費(国、県、市) (50%)



太郎さんは介護保険料の納付について知りました。でも、自分の支払う保険料がどうやって決まっているのかも知りたいようです。

☎介護保険課 ☎・☎(582)1127 ☎(581)0203